

3 法人課税

1 構造的な賃上げの実現

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度(大綱 P.64~66)

次の措置が講じられます。

①全法人向けの措置について、次の見直しを行った上、その適用期限が3年(令和9年3月31日まで)延長されます。

イ 原則の税額控除率が10%(現行:15%)に引き下げられます。

ロ 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされます。

(イ)継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合

⇒税額控除率に5%(その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とされます。)が加算されます。

(ロ)教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合

⇒税額控除率に5%が加算されます。

(ハ)プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合

⇒税額控除率に5%が加算されます。

ハ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものが加えられます。

ニ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることが明確化されます。

②青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除きます。)が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置が加えられます。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定(3段階目)を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%が加算されます。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限とされます。

(注)資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとされます。

③中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限が3年(令和9年3月31日まで)延長されます。

イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とされます。

ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置が加えられます。

(注)繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとされます。

④その他所要の措置が講じられます。

改正後【措置期間：3年間】							改正前【措置期間：2年間】					
大企業 ※1	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%		5% 上乗せ		5% 上乗せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%
	+4%	15%	+10%		プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ		+4%	25%			
	+5% +7%	20% 25%						-	-			
中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率					
	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%					
	+4%	25%										
中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乗せ	40%
	+2.5%	30%						+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※8。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
 ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
 ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
 ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
 ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
 ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
 ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
 ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

(出典：経済産業省 説明資料)

(2)大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)を適用できないこととする措置(大綱 P. 66)

次の見直しを行った上、その適用期限が3年(令和9年3月31日まで)延長されます。

①資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、次の見直しが行われます。

イ 本措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合が加えられます。

ロ 国内設備投資額に係る要件を、国内設備投資額が当期償却費総額の40%(現行：30%)を超えることとされます。

下記の①～③の全てを満たす**資本金1億円超の大企業**は不適用措置の対象。

①**所得金額**：対前年度比で増加

②**継続雇用者の給与等支給額**：

・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下

・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）：

対前年度増加率 1%未満

③**国内設備投資額**：

・大企業（下記以外の場合）：当期の減価償却費の3割以下

・**前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）**：

当期の減価償却費の4割以下

【対象となる租税特別措置】

研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

（出典：経済産業省 説明資料）

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金制度（大綱 P. 67）

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除きます。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が加えられます。

① その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等	90%
② 上記①に掲げるもの以外の株式等	100%

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされます。

2 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(1) イノベーションボックス税制の創設（大綱 P. 70～71）

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において居住者若しくは内国法人（関連者^{（注1）}であるものを除きます。）に対する特定特許権等^{（注2）}の譲渡又は他の者（関連者であるものを除きます。）に対する特定特許権等の貸付け^{（注3）}（以下「特許権譲渡等取引」といいます。）を行った場合には、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できることとされます。

①その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額に次のロの金額のうちに次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額

- イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額
- ロ 当期及び前期以前(令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限ります。)において生じた研究開発費の額^(注4)のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額
- ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額^(注5)の合計額

②当期の所得の金額

- (注1)「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定されます。
- (注2)「特定特許権等」とは、令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のものをいいます。
- (注3)「特定特許権等の貸付け」には、特定特許権等に係る権利の設定その他の者に特定特許権等を使用させる行為を含みます。
- (注4)「研究開発費の額」とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいいます。
- (注5)「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいいます。
- (注6)令和9年4月1日以前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、上記①の金額は、次の①の金額に次の②の金額のうちに次の③の金額の占める割合を乗じた金額とされます。

①当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額
②当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額
③上記②の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

(注7)本制度の適用において、法人が関連者に対して支払う特定特許権等の取得費又はライセンス料が独立企業間価格に満たない場合には、独立企業間価格によることとし、国内の関連者に対してこれらの費用を支払う場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととされます。また、更正期限を延長する特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置が講じられます。

措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
 所得控除率：30%
 所得控除額算定式

$$\text{所得控除額} = \text{知財由来の所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権
(令和6年4月1日以降に取得したもの)

②対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得
- 知財の譲渡所得
(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

(出典：経済産業省 説明資料)

(2) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)(大綱 P. 71~72)

次の見直しが行われます

- ①制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外されます。
- ②一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、令和8年4月1日以後に開始する事業年度で増減試験研究費割合が零に満たない事業年度につき、税額控除率を次のとおり見直すとともに、税額控除率の下限(現行：1%)が撤廃されます。

開始事業年度	税額控除率
令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間	8.5%+増減試験研究費割合×30分の8.5
令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間	8.5%+増減試験研究費割合×27.5分の8.5
令和13年4月1日以後	8.5%+増減試験研究費割合×25分の8.5

(3) 交際費等の損金不算入制度(大綱 P. 75~76)

次の措置を講じた上、その適用期限が3年(令和9年3月31日まで)延長されます。

- ①損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下(現行：5,000円以下)に引き上げられます。

適用期日等：令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用

- ②接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年(令和9年3月31日まで)延長されます。

(4) 外形標準課税(大綱 P. 76~77)

①減資への対応

- イ 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金又は出資金(以下単に「資本金」といいます。))1億円超)が維持されます。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金(これに類するものを含む。以下単に「資本剰余金」といいます。))の合計額(以下「資本金と資本剰余金の合計額」といいます。))が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされます。
- ロ 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記イにかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度)に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされます。
- ハ その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用

②100%子法人等への対応

- イ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人(当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除きます。))又は相互会社・外国相互会社(以下「特定法人」といいます。))の100%子法人等^(注)のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額)が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされます。

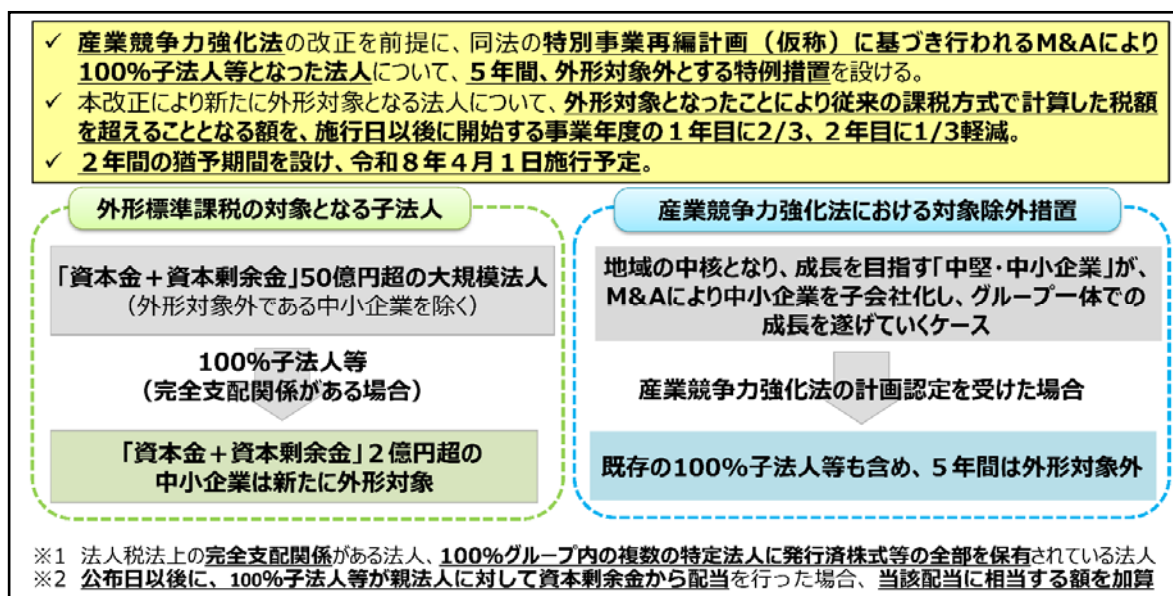
(注)「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいいます。

- ロ 産業競争力強化法の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編(仮称)のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収(一定のものに限ります。)の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人(当該認定特別事業再編事業者(仮称)が当該計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含む。以下「他の法人等」といいます。)が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とされます。ただし、当該他の法人等が、現行基準(資本金1億円超)又は上記①により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外されます。
- ハ 上記イにより、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置が講じられます。

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 ⇒当該超える額に3分の2の割合を乗じた額
(ロ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 ⇒当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

ニ その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用



(出典：経済産業省 説明資料)

(5) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置(大綱 P. 82)

適用期限を2年(令和8年3月31日まで)延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限が2年(令和8年3月31日まで)延長されます。

(6) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し(大綱 P. 86)

中小企業倒産防止共済法の共済契約(経営セーフティ共済)の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととされます。

適用期日等：令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用

(7) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(大綱 P. 87)

対象法人から電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外した上、その適用期限が2年(令和8年3月31日まで)延長されます。